

介護保険料の年額が決まりました

6月は、介護保険料の本算定の月です。65歳以上の人には、6月中旬に通知書を送ります。なお、介護保険料は4月1日時点の世帯状況により計算されます。その後、世帯構成の異動があっても、その年度の保険料は変わりません。

40歳から64歳までの人の介護保険料は、加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）から納められています。

平成15～17年度介護保険料

段階	該当する人	年額保険料
第1段階	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者または生活保護を受給している人	22,380円 (基準額×0.5)
第2段階	市民税非課税世帯の人	33,570円 (基準額×0.75)
第3段階	本人は市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる人	44,760円 (基準額)
第4段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	56,575円 (基準額×1.25+625円)
第5段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	68,760円 (基準額×1.5+1,620円)

第4、第5段階の保険料には、生活困窮者の保険料を減額するために必要な財源が上乗せされています。

納付方法は3種類

年金からの天引き（特別徴収）

4月1日現在で、老齢（退職）年金を年額18万円以上受け取っている65歳以上の人は、年金からの天引きで納付することになります。なお、4月1日以降に65歳になった人は、来年10月以降の天引きとなります。それまでは、次の方法で納付してください。

金融機関の窓口持参（普通徴収）

の特別徴収に該当しない人は、納付書によって郵便局以外の金融機関の窓口で納付してください。

口座からの自動引き落とし（口座振替）

の普通徴収に該当する人は、申し込みにより郵便局を含む金融機関の口座から引き落とすことができます。申し込みは、各金融機関または納税課（市役所1階9番窓口）で受け付けます。

減額制度があります

生活に困っていて保険料を納めることが非常にむずかしい人を対象に、保険料の減額制度があります。詳しくは保険料通知書に同封している案内をご覧ください。減額申請は毎年必要です。

介護保険料についてのお問い合わせは、市介護保険室 32 2070へご連絡ください。

ご利用ください

高齢者在宅福祉サービス

市では、低所得の高齢者の自立を支援するために、次の在宅福祉サービスを行っています。

生活管理指導員（ヘルパー）派遣事業

対象 要介護認定で非該当（自立）と判定されていて、市民税が非課税のおおむね65歳以上の高齢者

内容 生活管理指導員を派遣して、買い物や食事など軽度の生活支援や指導を行います

費用 1時間まで250円（基本）

ショートステイ（生活管理指導短期宿泊）事業

対象 に同じ

内容 一時的に施設に入所してもらい、生活習慣の改善を図ります

費用 1日1、720円

デイサービス（生きがい活動支援通所）事業

対象 に同じ

内容 施設に通ってもらい、日常生活活動訓練などのサービスを提供し、閉じこもりなどを予防します

費用 1日1、000円

配食サービス事業

対象 市民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの市民税非課税世帯

内容 週に2回、栄養のバランスが取れた弁当を届けます

費用 1回367円

高齢者在宅福祉サービスの申し込み・お問い合わせは、市社会福祉事務所（市役所1階2番窓口） 32 2066または、各地域の在宅介護支援センターへご連絡ください。

